陸送協会ニュース

第154号
2017年1月
編集・発行者
一般社団法人日本陸送協会事務局
東京都新宿区新宿 1-11-15
電話 03-3356-3977／7922

2017年 年頭挨拶

会長
永井 髙志

会員の皆様、新年明けましておめでとうございます。平成29年の新春を迎え、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

まず、ご挨拶に先立ち、昨年発生した熊本地震及び鳥取県中部地震により、九州地区、山陰地区が甚大な被害を受けられましたこと、謹んで深くお見舞いを申し上げます。日本陸送協会では、九州支部熊本分会4会員様、大分分会3会員様、中国支部島根・鳥取分会1会員様が被災されましたが、幸い負傷者がなかったことは、不幸中とはいえ、何よりと存じます。

また東北地区におかれましては、昨年、未曾有の震災から5年という節目を迎えました。しかしながら、被災地の復旧・復興は道半ばであり、被災された皆様には、改めまして深くお見舞いを申し上げ、復興への取り組みが加速されることを願っております。

そして、皆様のご記憶にも新しく、昨年は大変残念なことに、1月に軽井沢のバス転落事故、3月には山陽道でトンネル内衝突事故が発生し、重大事故が続きました。私たち陸送事業者として、法令順守の再徹底、安全安心の確保と担保に対し、格別のご努力をいただけますよう、お願いを申し上げる次第でございます。

さて、私たちを取り巻く環境に目を向けますと、昨年の英国のEU離脱、今年1月に発足する米国共和党新政権と、戦後約70年が経過し、これまで築き上げてきた秩序が大きく見直されようとしています。日本及び世界の政治、経済、社会、様々な情勢が混沌としており、不安定かつ変化の激しい世界情勢が続き、先行きが不透明な状況です。

日本経済では個人消費の持ち直しや公共投資の増加による下支えが見られるものの、世界経済の不安定さから依然として足元の弱さが見られます。

昨年の国内四輪市場ですが、2016年1～12月の暦年四輪販売は、497万2582台（前年比▲1・5％）、内登録車は324万4798台（前年比＋3・0％）、届出車は172万5460台（前年比▲9・0％）となり、2年連続のマイナスを記録し、5年ぶりに500万台を割り込みました。消費増税や税制変更の影響に加え、燃費不正問題も影を落とし、牽引役であった軽自動車の販売減が大きく響き、全体市場が縮小傾向を辿っています。

そして、環境対応車のニーズの高まり、普及促進政策を受けて、環境対応車の普及比率が高まるなど、消費ニーズの変化に伴う市場構造の変化が一層色濃く表れると想定されます。

日本国内では少子高齢化社会の本格的な到来を迎え、全体市場の縮小均衡が予見される傍ら、陸送業界ではドライバー不足や高齢化がより深刻となっていることに加え、環境・安全対策など、諸コスト増加の影響は避けられず、陸送事業の経営の安定化が、喫緊の課題となっています。

◆日本陸送協会　平成29年度施策

(1)教育認定制度

平成23年から国土交通省の後援を頂き推進して参りました教育認定制度は、平成28年までの認定者はゴールドドライバー（GD）579名、ゴールドマネージャー（GM）123名、合計702名となりました。また、インストラクター養成の取り組みも全国で開始し、委嘱制度が整い、昨年度は全国で自走38名、積載49名、運行管理24名の方にインストラクターの委嘱状を発行し、各支部で受講者への教育をお願い致しました。

陸送事業者にとって最も大切なことは「交通事故防止、労働災害の防止」であり、今後、会員経営者の皆様はもとより、従業員の皆様の安全意識の更なる浸透と、会員相互での運転・管理技術の向上を確実に図ることが重要です。

また、昨年から教育認定制度と表彰制度を連携させた制度の確立に向け、ワーキンググループが中心となり、取り組んで参りました。併せて、表彰制度においても、全国統一基準の制定、支部表彰・本部表彰・行政表彰の段階的な表彰等、ドライバーや運行管理者の皆様により高いモチベーションを持っていただけますよう、制度内容の見直しを検討していきます。

(2)路上積み降ろし調査

路上積み降ろし拠点の削減に向け、日本陸送協会では長くこの問題に取り組んできました。しかしながら、陸送事業者の努力だけでは解決できない課題も多く、関係諸団体との意見交換の場では、ドライバーの安全とコンプライアンス遵守の観点から、路上積み降ろし拠点の削減に向けたご協力のお願いをしてきました。そして、昨年10月には、初めて日本陸送協会と自動車総連の合同調査を実施しました。5月に開催を予定している自動車総連との産業労使会議では、この調査結果と具体的な対策案を共有し、路上積み降ろし削減に向け、一歩踏み込んだ取り組みをして参ります。

(3)陸送事業概況調査

2012年の第1回調査、2014年の第2回調査に続き、昨年は第3回調査を実施致しました。会員の皆様には、ご協力をいただき、誠にありがとうございました。現在、調査結果の分析を進めております。ドライバーの健康管理やハード面での安全対策費用の増加により、適正運賃の収受が重要な課題となってきています。昨今の急激な環境変化を踏まえ、会員の皆様の実態をより正確に把握し、ドライバーの処遇改善、会員の皆様の経営の安定化に向け、引き続き行政や関連団体へPRして参ります。

(4)規制緩和

昨年から自工会と共同で進めている規制緩和ですが、「特殊車両通行許可制度のリードタイムの短縮」等、長年問題となっている課題について、国土交通省への申し入れを検討しております。「自走車への高速道路料金割引適用」については、既に国土交通省へ要望書を提出しており、今後、規制緩和要請への情報収集と取り組み項目の精査を進め、自工会と意見交換会や勉強会を開催し、連携を強化してまいります。

日本陸送協会は、平成27年に設立50周年を迎え、次の50年に向けスタートを切りました。協会の施策を確実に実行し、コミットメントを積極的に発信する事に依って、社会や産業において、日本陸送協会の存在意義や陸送事業の重要性を深くご理解いただき、業界の地位向上に繋げて参りたいと思います。

これらを実現するためには、これまで以上に地方支部の皆様方と本部の密接な連携が必要です。本部として、協会活動・施策を強力に推進して参りますが、会員の皆様におかれましては、何卒ご協力をいただけますようお願い申し上げます。

本年が日本陸送協会にとって更なる飛躍の年となり、また、会員の皆様にとってもより良い年になりますよう心から祈念し、新年のご挨拶とさせていただきます。

年頭の辞

国土交通省　自動車局次長　**島　雅之**

平成29年の新春を迎えるにあたり、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

国土交通省としましては、国民の安全と安心を守り、環境と調和のとれた「くるま社会」を実現するという考えの下、近年の自動車技術の進展にも対応し、以下のような自動車技術行政施策の推進に不断の努力を続けて参ります。

1．自動車の安全対策の推進に係る施策の展開

昨年11月末の交通事故発生状況は、前年同期と比較すると発生件数、死者数及び負傷者数のいずれも減少していますが、依然として深刻な状況です。昨年は、軽井沢スキーバス事故等の重大事故が発生したほか、最近は高齢運転者による交通事故が相次いでおり、社会問題化しております。

自動車局では、世界一安全な道路交通を実現するべく、昨年3月に政府として取りまとめた第10次交通安全基本計画に基づき、引き続き、車両の安全対策や事業用自動車の安全対策など、各種施策を推進して参ります。

(1)車両安全対策の推進

車両の安全対策については、第10次交通安全基本計画の策定にあわせ、昨年6月に、交通政策審議会自動車部会として今後の車両安全対策の方向性をとりまとめました。これに基づき、「平成32年までに車両安全対策により交通事故死者数1000人削減（平成22年比）」の目標達成に向けて、車両安全対策を着実に推進して参ります。

特に、昨今相次いで発生している高齢運転者による交通事故については、上記とりまとめにおいて、「先進安全技術の活用により、人に起因する事故を未然に防止すること」が新たな視点として位置付けられていることを踏まえ、車両のハード面から更なる対策を早急に検討して参ります。

また、当面の安全対策として、ドライバー異常時対応システムに係るガイドラインを策定したほか、昨年からは「第6期先進安全自動車（ASV）推進計画」をスタートさせ、引き続きASVの開発・普及を推進して参ります。また、「自動車アセスメント」につきましても、昨年4月より評価を開始した昼間の環境における対歩行者衝突被害軽減ブレーキに加え、本年4月には、車線維持支援制御装置の評価を予定しているほか、平成30年1月より対歩行者衝突被害軽減ブレーキの夜間の環境における評価を導入すべく検討を進めていくこととしており、

一層の拡充を図って参ります。

自動運転技術につきましては、昨年9月に長野県軽井沢でG7交通大臣会合が開催され、国際的に協調した方向性が合意されました。国土交通省においても、昨年12月に「国土交通省自動運転戦略本部」を設置し、自動運転の実現に向けて、必要な車両の基準などに関する検討を進めて参ります。

(2)事業用自動車の安全対策の推進

事業用自動車の安全対策については、何よりも昨年1月15日の軽井沢スキーバス事故の発生への対応が掲げられます。国土交通省では、事故の発生を受けて昨年6月にとりまとめられた「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」について、実施可能なものから逐次実施に移しているところです。

具体的にはこれまでに、監査に当たっての処分基準の厳格化、下限割れ運賃を防止するための通報窓口の設置等を行っているほか、来年度においては自動ブレーキ等の先進安全技術を備えたバス車両の導入を促進するための予算措置や税制上の優遇措置等、対策に盛り込まれた各種措置を着実に実施していくこととしています。また、貸切バスの事業許可の更新制の導入、事業者等の欠格事由の拡充、民間指定機関が貸切バス事業者の巡回指導等を行うための負担金制度の創設、罰則の強化等を内容とした道路運送法の一部改正法案が成立し、昨年12月から一部施行されています。今後は、これらの法改正等により整備された新たな制度的な枠組みをしっかりと実施に移し、対策に魂を入れていくことが何よりも重要だと考えています。国土交通省としては、悲惨な事故を二度と起こさないという強い決意のもと、万全の対策を講じるとともに、未実施の項目についてもできる限り速やかに実施に移して参ります。

(3)自動車の検査・整備制度

自動車検査については、検査業務の円滑な処理を阻害する空予約が日常化しており、検査予約の適正化が課題となっています。自動車技術総合機構において予約システムの改修を行い、架空車両による予約を排除するとともに、自動車検査証のQRコードを活用した、システムへの入力や予約確認の合理化を図り、検査業務を適正に実施するための環境整備を進めて参ります。

無車検車対策については、MOTAS上車検切れとなっている車両のユーザーにはがきを送付するほか、実際に無車検運行している車両を、ナンバー読取装置・カメラを活用して捕捉し、当該ユーザーへ指導はがきを送付するなど、無車検車の実態の把握と無車検運行の是正を図っているところです。新年度は、可搬式のナンバー自動読取装置を用いて、警察と連携して行う街頭検査等の場で無車検車を捕捉し、直接指導を行う実証実験を行うこととしています。

検査標章については、平成16年に二輪車等のナンバープレート用と同じサイズにしたところ、視認性が低下したという意見が寄せられていました。このため、昨年、有識者等から構成される検討会において検討し、本年1月より一辺を3cmから4cmに大きくし、有効期間の年を数字の配置位置で識別することにより視認性を向上させた新しい検査標章に変更しました。

一方、指定整備事業者によるペーパー車検などの不正事案が依然として発生しており、このような不正行為はごく一部の事業者によるものではありますが、自動車の点検整備及び検査制度に対する国民の信頼を損ないかねない行為であることから、引き続き、指導監督の徹底を図り、特に悪質な違反に対しては厳正に対処することとしております。また、認証を取得せずに分解整備事業を行っている事業者に対する情報収集、調査及び指導につきましては、地方運輸局と連携を図り、適切に、かつ、厳正に実施して参ります。

(4)自動車の適切な維持管理

①ユーザーの自己責任による適切な維持管理

安全で環境との調和のとれた快適な「くるま社会」の形成のための基本となるのは、ユーザーの自己責任による自動車の適切な維持管理であり、自動車の長期使用化が益々進む中、自動車整備業界のホームドクターとしての役割は一層重要となっています。本年も、関係各位の協力を得ながら「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開し、不正改造車の排除に努めるとともに、「自動車点検整備推進運動」では、ユーザーに対し、点検整備の必要性についてさらに啓発に努めて参ります。

また、多発しているバス火災事故や車輪脱落事故、さらに車体腐食による事故の防止に向け、大型車ユーザーの適切な保守管理の徹底を図って参ります。

さらに、一級自動車整備士制度を活用する等により、技術力とユーザーへの説明力の向上及び自動車整備士の地位向上を図りつつ、自動車整備業の現場を支える技能人材の確保・育成を推進し、自動車整備業のより一層の信頼の確保、活性化を図って参ります。

②新技術への対応

近年の自動車には、より高い環境・安全性能が求められる中、電気自動車、ハイブリッド自動車あるいは先進技術を搭載した自動車が増加しています。これらの自動車や新技術に対応し点検整備を的確にこなすことが、より一層求められるようになっています。このために必要なのがスキャンツール（外部診断装置）とそれを使いこなす技能です。国土交通省としましては、故障を診断し、必要な整備作業を効率的に行える汎用型のスキャンツールの普及と活用の促進や、整備要員の技能向上等の人材育成を推進するため、「自動車整備技術の高度化検討会」において検討を進めています。昨年は、汎用スキャンツールでハイブリッドシステムや衝突被害軽減ブレーキに使用されているセンシングデバイス等の故障診断ができるよう標準仕様案をとりまとめたところです。今後、対象システムの拡充に向けて課題を抽出した上で新たな標準仕様を策定する予定です。

また、「車載式故障診断装置を活用した点検整備に係る情報の取扱指針（OBD告示）」に基づき、点検整備情報及びスキャンツールの開発に必要となる情報の提供が随時円滑に行われるよう適切に対応して参ります。

さらに、超高張力鋼板等の新素材の採用等により車体整備を取り巻く環境が急速に変化していることから、日本自動車車体整備協同組合連合会及び日本自動車補修溶接協会と「車体整備の高度化・活性化に向けた勉強会」を開催し、車体整備業界の今後の取組の方向性を検討し、平成27年5月に中間報告をとりまとめております。引き続き、この取組の実現に向けて後押しして参ります。

③自動車整備の現場を支える技能人材の確保・育成

自動車の安全・環境の確保を図るためには、自動車ユーザーが適切に点検整備を実施できる環境整備が必要であり、その業務に携わる高度な技能、知識を持った自動車整備士が必要です。このような中、整備要員の不足は、自動車の安全・環境

を支える整備事業の基盤を揺るがすおそれがあり、早急に背景や原因に対応した効果的な対策を講じる必要があると考えております。

このため、国土交通省としても、平成26年4月に自動車関係15団体により設立された「自動車整備人材確保・育成推進協議会」と協力し、引き続き、高校訪問などによる整備士のPRや、ポスター等による女性を含めた若者の整備士に対するイメージの向上に取り組むとともに、同検討会において実施した労働環境・待遇に関する実態調査を踏まえ、今後も関係者と連携して事業形態・規模等に応じた対策を検討して参ります。皆様方、業界団体、整備事業者においても、インターンシップ等の職場体験学習受け入れ等の取組を進めていただいているところであり、引き続き、自動車整備人材の確保・育成に向けて、一層ご尽力を賜りたく、よろしくお願いいたします。

(5)リコールの迅速かつ着実な実施

自動車のリコール制度については、設計・製作に起因する不具合を早期に発見し、必要な改修等を行って確実に事故やトラブルの未然防止を図るため、メーカー等が適切に不具合情報を収集・分析するとともに速やかに原因究明を行い、ユーザーの視点に立ってリコール届出を行うことが重要です。また、国土交通省としても、引き続き、「自動車不具合情報ホットライン」の周知活動の充実に取り組むとともに、独立行政法人自動車技術総合機構とも連携し、不具合情報の収集と調査分析を行うほか、リコール監査等の着実な実施に取り組んで参ります。

また、タカタ製エアバッグの不具合については、タカタ等によるエアバッグ・インフレータ不具合に係る原因調査において、乾燥剤が入っていないものの中にある火薬が、湿気のある状態で長期間の温度変化にさらされると劣化することが明らかとなりました。これを踏まえ、国土交通省としては、昨年5月末、国内の自動車メーカーによるリコールの拡大スケジュールをとりまとめ、自動車メーカー等に対し、当該スケジュールを可能な限り前倒してリコールするよう指導しました。この結果、届出されたリコールの総対象台数が、昨年11月末までに延べ1733万台となっております。本件は安全上極めて重要な問題であることから、今後とも対応に万全を期して参ります。

(6)型式認証制度の確実な運用

型式認証業務に関しては、特に、昨年発覚した三菱自動車工業等による自動車型式指定審査の燃費・排出ガス試験における不正について、自動車の型式指定審査の信頼性を根本から損なうだけでなく、わが国の自動車産業への信頼を傷つけ、自動車ユーザーにも大きな不信感を与えるものでした。こうした不正行為の抑止と再発防止を図るため、自動車技術総合機構による抜き打ちでのデータチェックの導入等審査方法の改善・厳格化を図るとともに、型式指定審査における虚偽の申請を法令上明確に禁止し、それに違反した者を型式指定の効力の停止処分や罰則の対象とすることとしました。さらに、今後は燃費に関する不正が行われた場合の行政処分や罰則の強化を図る必要があると考えており、道路運送車両法を改正することを含め、これらの内容の具体化により、適正かつ公正な自動車の審査に努めて参ります。

2．自動車の環境対策の推進に係る施策の展開

一昨年のフォルクスワーゲン社によるディーゼル車排出ガス不正問題の発覚以降、台上での排出ガス試験時だけでなく、実走行環境における排出ガス低減に向けた議論が世界的に加速しており、国土交通省としてもその対策について検討を進めております。また、昨年11月に気候変動枠組条約のパリ協定を受諾したのに先立ち、2030年度におけるエネルギー起源二酸化炭素（CO_2）排出量を2013年度比25％減とする高い目標に向けた取組を盛り込んだ地球温暖化対策計画が昨年5月に閣議決定されました。我が国のCO_2排出量において、運輸部門は約2割を占めており、その大宗は自動車から排出されていることから、自動車分野の低炭素化に対応する必要があります。

このような状況を踏まえ、自動車の環境対策を推進するため、以下の施策に取り組んで参ります。

(1)フォルクスワーゲン社排出ガス不正問題を受けた対応

一昨年10月に環境省と合同で設置した有識者による検討会において、ディーゼル乗用車等の検査方法等の見直しについて検討を進めており、昨年4月の中間とりまとめにおいて、不正ソフトの検証に加え、実走行での排出ガスの低減を図るため、路上走行検査を導入することが必要との提言がなされました。今後、具体的な検査方法等について検討を進め、今春を目途に最終とりまとめを行うこととしております。

(2)環境対応車の開発・普及促進

自動車単体の燃費向上に関しては、重量車の次期燃費基準の策定、「市街地」「郊外」「高速道路」等走行環境別の燃費表示制度の創設に向け、昨年12月に有識者による検討委員会を設置し、本年中の取りまとめに向け検討を進める等、燃費性能の優れた自動車の更なる普及を推進して参ります。

また、低炭素化、排出ガス低減等の観点から、高効率次世代ディーゼルエンジン、大型液化天然ガス（LNG）自動車といった次世代大型車関連の技術開発及び実用化の促進を図るための取組を進めて参ります。

さらに、環境性能に優れた車両の普及を図るため、エコカー減税（自動車重量税、自動車取得税）及びグリーン化特例（自動車税、軽自動車税）といった政策税制や、ハイブリッドトラック・バス、圧縮天然ガス（CNG）トラック・バス、電気トラック・タクシーに対する導入補助制度等による支援を推進して参ります。

(3)環境対応車を活用した地域交通のグリーン化

地域交通におけるゼロエミッション化を推進するため、今年度中に日本で初めて営業運行に導入される燃料電池バスのほか、燃料電池タクシー、電気バスの導入等先駆的な取組を、引き続き積極的に支援して参ります。また、超小型モビリティについても、これまでの実証事業の成果を踏まえ今後は本格的な普及を図っていく方針を昨年整理したところであり、地域振興・観光促進等を目的とした導入を引き続き支援して参ります。

(4)自動車排出ガス対策・騒音対策の推進

新車対策としては、これまでも全ての車種において世界最高水準の排出ガス規制を実施するとともに、国際基準への調和を図っているところです。直近では、ディーゼル重量車の国際調和排出ガス試験法（WHDC）、二輪車の国際調和排出ガス試験法（WMTC）、規制値の強化等について、昨年10月以降の新型車の一部から順次適用を開始しております。また、同じく昨年10月に、乗用車等の国際調和排出ガス・燃費試験法

（ＷＬＴＰ）の国内導入に係る基準改正を実施いたしました。

使用過程車対策としては、引き続き自動車ＮＯｘ・ＰＭ法による車種規制を着実に進めるとともに、街頭検査等を通じて不正軽油の使用排除に取り組んで参ります。

また、自動車騒音対策については、昨年4月に四輪車の車外騒音規制について、国際基準の国内導入を行い、昨年10月以降の新型車から適用を開始しております。

3．自動車の安全・環境基準の国際調和及び認証の相互承認の推進

自動車基準・認証分野の国際展開につきましては、「日本再興戦略」改訂２０１６（平成28年6月2日閣議決定）」に沿って活動を進め、乗用車をはじめとする国際基準調和の進捗など着実に成果を上げてきました。今後、更なる成果を上げるため、本年は以下の施策を実施して参ります。

一つ目は、自動運転をはじめとする新技術に関する国際的な議論の推進です。本年は昨年に引き続き、国連自動車基準調和世界フォーラム（ＷＰ29）下に設置された「自動運転分科会」等において、日本が議長の立場として自動運転技術の議論を本格的に進めていくとともに、自動操舵に関する規則改正をはじめとした具体的な国際基準の策定を日本が主導していきます。

二つ目は、国際的な車両認証制度（ＩＷＶＴＡ）の運用開始です。本年は、制度創設に向けて、引き続き官民が連携して最終化に努める他、乗用車以外のカテゴリーへの拡大などのＩＷＶＴＡのさらなる発展に向けた議論にも積極的に参画して参ります。

三つ目は、新興国の国連協定への加入促進です。ＷＰ29を真に国際的な会議体へと変えていくことを目指します。また、特にアジア諸国等に対しましては、交通・環境実態を踏まえた適切な施策の導入等を促進するための協力をより一層進めて参ります。

4．自動車情報関連施策の推進

(1)ＯＳＳの拡大

自動車の保有関係手続きをオンラインで一括して行うワンストップサービス（ＯＳＳ）につきましては、これまで型式指定車の新車登録手続についてのみが対象となっておりましたが、いよいよ本年4月からは継続検査や移転・変更登録等にも対象拡大されます。これにより、自動車ユーザーのみならず、整備事業者の皆様にも、申請に当たっての事務負担の軽減が図られるものと期待しています。対象手続きの拡大に当たりましては、申請システムの構築や全国の傘下事業者への情報提供など、業界の皆様にも多大なご協力を頂きました。ここに改めて御礼申し上げます。

我々自動車局としましては、今後も、関係者の皆様の声に耳を傾け、かつ、関係機関と連携・協力しながら、ＯＳＳの抜本的な拡大・利用者利便性の向上に向けた取組みを行って参りますので、是非ともこのサービスをご利用頂きたいと存じます。

また、自動車局におきましては、5年振りに自動車検査登録システム（ＭＯＴＡＳ）を更改し、本年1月4日よりその運用を開始します。これにより、災害時対応力を強化するとともに、各種申請書等（ＯＣＲシート）の汎用紙化なども実施し、更なるユーザーの利便性向上、業務処理の高度化・効率化を図って参ります。

(2)図柄入りナンバープレート

ナンバープレートにつきましては、地域振興や観光振興の観点から図柄入りのプレートの実施について検討してきましたが、いよいよ本年からその交付を開始します。

具体的には、ラグビーワールドカップ特別仕様ナンバープレートを本年4月から、東京２０２０オリンピック・パラリンピック競技大会特別仕様ナンバープレートを本年10月から交付を開始することとしており、現在、その円滑な交付に向けた準備を進めています。これらの特別仕様ナンバープレートの実施に当たりましては、図柄入りのものを寄付金付きとして交付し、頂いた寄付金を大会に向けた諸準備に役立てることにしています。

自動車局としましては、新車のみならず、既存車につきましても交換制度の活用することによりその普及を図り、国際的なイベントの国民機運の醸成を促進したいと考えています。このため、日々の事業活動の中で自動車ユーザーと直接接しておられる関係業界の皆様におかれましては、是非ともこの特別仕様ナンバープレートの拡大のため、ご協力頂きたいと存じます。

特別仕様ナンバープレートの普及を契機に、今後予定している地方版の図柄入りナンバープレートへの理解を広げ、導入地域の拡大につなげて参ります。

(3)自動車関連情報の利活用

自動車関連情報の利活用については、平成27年1月に策定した「自動車関連情報の利活用に関する将来ビジョン」を踏まえ、①安全ＯＢＤに対応したスキャンツールの共通化、②テレマティクス等を活用した新たな保険サービスによる安全運転の促進、③トレーサビリティ・サービスの展開による自動車流通市場の活性化、④検査と整備の高度化・効率化の４つの重点テーマについて、２０２０年頃までに新サービスの実現等を目指し、自動車関連情報の利活用を推進していくための環境整備を図るため、それぞれのテーマについて効果検証や情報の取扱指針の検討等を行っているところです。

テレマティクス等を活用した新たな保険サービスによる安全運転の促進については、まずは事業用自動車への新たな保険サービスの導入に向け、関係団体等と連携して啓発活動の実施を進めて参ります。

トレーサビリティ・サービスの展開による自動車流通市場の活性化については、自動車の外見だけでは判断できない点検・整備の履歴情報を収集し、それを「見える化」するための仕組みについて効果の検証や情報の取扱指針の検討等を進めて参ります。

5．生産性の向上

中小企業等経営強化法に基づき、自動車整備業及び貨物自動車運送事業を営む中小企業者等に対して、経営強化（生産性向上）に関する事業分野別指針を昨年7月1日に策定しました。本指針に基づき経営力向上計画を策定し認定を受けると、固定資産税の軽減（機械装置購入につき3年間1／2軽減）や金融支援を受けることができます。なお、事業分野別経営力向上推進機関として、普及啓発及び研修等の実施を行うため日本自動車整備振興会連合会及び全日本トラック協会を認定しております。

こうした取組により、関係団体等と連携しながら自動車業界の生産性の向上を推進して参ります。

これらの諸施策の実行にあたっては、国民各位、関係者の皆様のご理解ご協力が不可決です。本年も、自動車技術行政に格別のご支援とご協力を賜りますようお願いしますとともに、皆様にとって明るい年となるよう祈念しましてご挨拶といたします。

年頭の辞

国土交通省　自動車局自動車情報課長　長﨑　敏志

平成29年の新春を迎えるに当たり、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

今更言うまでもありませんが、自動車産業は、裾野が広く、その売り上げ規模、雇用数、技術力等、あらゆる面から見て、我が国の基幹産業であり、今後も、その発展は国力の大前提、源泉であると言っても、過言ではありません。

このような中で、関連業界の皆様が背負っておられる役割は大きく、社会情勢の変化、新たな技術の導入などに的確かつ柔軟に対応し、着実に発展されることが期待されています。

振り返ってみますと、昨年は、自動車関係業界では大きな出来事が多数発生しました。軽井沢スキーバス事故、一部自動車メーカーによる燃費・排出ガスの不正事案、高齢者による多数の運転事故、自動走行への社会的関心・技術開発の進展、労働者不足問題など、近年まれにみる激動の年ではなかったかと思います。また、米国大統領選挙が大方の予想を覆す結果となり、さらには、不安定な資源・エネルギー相場動向、中国の政治経済の行方などと相まって、世界経済の不透明感は益々高まっています。

政府としても、このような中で、関係業界の皆様と手を携え、明日の日本の発展に向け、大局観を持って諸課題に取り組んで行かねばなりません。

私も、新年を迎えるにあたり、自動車局の一部門に責任を持つ身として、所管する各業務の意義と課題を今一度再点検し、気持ちを新たに取り組んで参りたいと思います。その際、私は、「業界の皆様の発展を如何にして地域や国民の皆様の幸せにつなげていくか」を肝に銘じていきたいと考えています。

具体的には、以下の業務に取り組んで参ります。

まずは、自動車の保有関係手続きのワンストップサービス（ＯＳＳ）の推進です。これまで型式指定車の新車登録手続についてのみが対象となっておりましたが、いよいよ本年４月からは継続検査や移転・変更登録等にも対象拡大されます。

これにより、自動車販売事業者のみならず、整備事業者の皆様にも、申請に当たっての事務負担の軽減が図られるものと期待しています。対象手続きの拡大に当たりましては、申請システムの構築や全国の傘下事業者への情報提供など、業界の皆様にも多大なご協力を頂きました。このＯＳＳの進展により、関係事業者様が背負っておられた申請書類の作成事務の負担が軽減され、本業に時間と人材を有効に投入出来るようになり、ひいては顧客サービスの向上につながるものと期待しています。

我々としましては、今後も、関係者の皆様の声に耳を傾け、かつ、関係機関と連携・協力しながら、対象手続きの拡大のみならず、対象地域の拡大にも取り組み、その効果の最大化を目指していきたいと存じますので、是非とも本サービスをご利用頂きたいと存じます。

次に、ナンバープレートにつきましては、地域振興や観光振興の観点から図柄入りのプレートの実施について検討してきましたが、いよいよ本年からその交付を開始します。

具体的には、ラグビーワールドカップ特別仕様ナンバープレートを本年４月から、東京２０２０オリンピック・パラリンピック競技大会特別仕様ナンバープレートを本年10月から交付を開始することとしており、現在、その円滑な交付に向けた準備を進めています。オリンピック・パラリンピック特別仕様ナンバーについては、広く国民の皆様から図柄の案をご提案頂くことにしていますが、皆様に愛されるデザインとなるよう、選定作業に取り組んで参ります。

自動車局としましては、新車のみならず、既存車につきましても交換制度の活用することによりその普及を図り、国際的なイベントの国民機運の醸成を促進したいと考えています。このため、日々の事業活動の中で自動車ユーザーと直接接しておられる関係業界の皆様におかれましては、是非ともこの特別仕様ナンバープレートの拡大のため、ご協力頂きたいと存じます。

これらの特別仕様ナンバープレートの実施に当たりましては、図柄入りのものを寄付金付きとして交付し、頂いた寄付金を大会に向けた諸準備に役立てることにしております。我々の取り組みが大会成功の一助となるよう、有効に活用致します。

今後も、この特別仕様ナンバープレートの普及を契機に、地方版の図柄入りナンバープレートへの理解を広げ、導入地域の拡大につなげて参ります。

最後に、自動車関連情報の利活用です。本課題につきましては、平成27年１月に策定した「自動車関連情報の利活用に関する将来ビジョン」において、①安全ＯＢＤに対応したスキャンツールの共通化、②テレマティクス等を活用した新たな保険サービスによる安全運転の促進、③トレーサビリティ・サービスの展開による自動車流通市場の活性化、④検査と整備の高度化・効率化を重点テーマとし、２０２０年頃までの新サービスの実現等を目指し、その事業環境を整備するための検討等を行っているところです。

自動車関連の情報と言えば、自動運転への活用が注目されがちですが、これらの重点分野は、現状の問題点と業界の皆様のニーズから直接出てきたテーマであり、その実現に向け、スピード感を持って取り組まなければなりません。

今後、実証実験やその検証を行うことになりますが、ユーザーにより低廉で安全な自動車を提供出来るようにするため、官民一体となって取り組んで参りたいと存じます。

以上、個別の話を申し上げてしまいましたが、自動車情報課におきましては、本年も引き続き、我が国の自動車関連業界の活性化と自動車ユーザーの利便向上のため、愚直にかつ真摯に諸課題に取り組んで参る所存です。とかく役所は現場の感覚に疎く、効果の見えないことに時間と労力を費やしがちと言われますが、そのようなことにならぬよう、常に現場に足を運び、同じ目線で物事を捉え、広く皆様方の声に耳を傾け、そして、その果実は国民の皆様に広く行き渡るようにすることを肝に銘じて取り組んで行きたいと思います。皆様におかれましては、昨年と変わらぬご理解とご協力を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

最後に、本年が皆様方にとって素晴らしい一年となりますことを祈念し、新年のご挨拶とさせて頂きます。

支部だより

「教育・認定制度」

関東支部

「教育・認定制度」自走ドライバー教育

開催日　平成28年11月18日（金）
会　場　川崎マリエン／神奈川県川崎市川崎区東扇島38－1
出席者　本部専務理事　支部役員　事務局
トレーナー　6名
受講者　12名

受講風景

受講風景　実技

◆受講者の声

・大変参考になりました。特に、回送運行許可証の取り扱いについて、再確認が出来たので正しく使用したいと思います。また、社内の他のドライバーにも講習内容を伝え、活用したいと考えています。

・点今回の講習を機会に、これからは商品車両だけではなく、もっとそれに携わる方々に敬意を持って接していきたいと思います。

中部支部

「教育・認定制度」積載ドライバー教育

開催日　平成28年11月19日（土）
会　場　座学　トヨタ輸送労働組合会議室
　　実技　トヨタ輸送㈱豊田営業所
出席者　支部長　事務局
トレーナー　2名
受講者　11名

受講風景　座学

受講風景　実技

◆受講者の声

・基本の大切さや再確認の重要性を今後の仕事に活かしていきたいと思いました。

・やるべきことの優先順位が明確になり、新人教育に役立たせたいと思います。

近畿支部

「教育・認定制度」運行管理者教育

開催日　平成28年11月20日（日）
会　場　大阪府池田市ダイハツ町　ダイハツ工業㈱　池田工場プール、会議室
出席者　近畿運輸局　奥野管理課長
　　本部　事務局長
　　支部長　支部役員　事務局
トレーナー　4名
受講者　9名

受講風景　座学

受講風景　実技

◆受講者の声

・日頃の作業を再度見直す良い機会となりました。内容を活かし、業務を行っていきたいと思います。

・一つ一つの作業を確実に実行し、安全確認をしっかりと行い業務に携わっていきたいと思います。

(一社)日本陸送協会と車両物流サービス会社会　安全推進部会との共同パトロール

日時　平成28年11月25日（金）
　　9時30分～12時
場所　㈱フジトランスコーポレーション9号地分室（住所：名古屋市港区）
概要　総勢53名（陸送協会35名、車両物流サービス会社会18名）にて事前説明（座学）および商品車積み降ろし作業をチェック後、質疑応答にて、共同パトロール終了。

受講風景　実技

受講風景　座学

陸送協会ニュース　●発行日　2017年1月　●編集・発行者　一般社団法人日本陸送協会事務局　東京都新宿区新宿1―11―15　電話03(3356)3977／7922

本部だより

11月定例理事会

日　時　平成28年11月17日（木）14：00～15：40
場　所　健保会館（東京貨物運送健康保険組合）5階会議室
議　事
1. 平成28年度日本陸送協会　短･中期活動計画について
　・部会/ワーキングからの報告　等
　・「ＥＴＣ2.0ご説明資料」について
2. 平成29年度役員改選について
3. 平成28年事業報告及び決算見込みについて
4. 平成29年事業計画(案)及び収支予算(案)について
5. 平成28年度通常総会について
6. その他
　① 日本陸送協会の会員の入退会について
　② 会費徴収規程の特別会員の変更について
　③ 平成28年度及び平成29年度行事予定について
　④ 平成28年度　高さ指定道路要望について
　⑤ 平成29年度　優良運転者推薦割当について
　⑥ 部会及び委員会等メンバーについて
　⑦ 車両制限令違反者に対する大口･多頻度割引停止措置等の見直しについて各事項審議後承認された。

日本自動車車体工業会との合同研修会

定例理事会に引き続き開催
日　時　平成28年11月17日（木）15：50～16：50
場　所　健保会館（東京貨物運送健康保険組合）5階会議室
出席者　日本自動車車体工業会　より6名、日本陸送協会より31名　合計37名
議　事
・賛助会会員挨拶
・最近の業界の状況「最近の車輌運搬車の生産状況」について
・「作業者安全対策の実例」について

第３回　事務局長会議

日　時　平成28年12月15日（木）11：00～15：30
場　所　㈱ホンダロジスティクス本社5階第4会議室(東京都千代田区一番町)
出席者　各支部事務局10名、本部3名
議　題
各支部からの現状報告に続き、本部からHP改定について、高さ指定道路要望、H29年度行事予定他、連絡事項について情報共有を行った。

経過・予定

経過報告

11/17	11月定例理事会/日本自動車車体工業会との合同研修会
11/18	教育･認定制度　関東支部　自走ドライバー
11/19	教育･認定制度　中部支部　積載ドライバー
11/20	教育･認定制度　近畿支部　積載ドライバー
11/25	共同安全パトロール　名古屋港
12/12	自動車総連とのトップ会談
12/15	事務局長会議

今後の予定

1 /19	正副会長会議兼総務部会
1 /19	1月定例理事会
2 / 2	北海道支部総会･優良運転者表彰式
2 / 8	教育･認定制度　近畿支部　自走ドライバー
2 /16	平成28年度通常総会
2 /24	九州支部総会･優良運転者表彰式
3 / 3	四国支部総会･優良運転者表彰式
3 /23	正副会長会議兼総務部会

入退会情報

入　会（4社）

中部支部
- 平成28年11月　株式会社セラット　豊橋出張所
- 平成28年11月　トヨタ輸送株式会社　各務原営業所
- 平成28年11月　株式会社ユー･エス物流　名古屋営業所

四国支部
- 平成29年 1月　株式会社セラット　徳島営業所

退　会（1社）

東北支部
- 平成28年11月　株式会社菅原回送店　山形営業所

事務局からの新年の挨拶

謹賀新年

本年も陸送業界発展のため
本部一同頑張って参りますので
よろしくお願い致します

(一社)日本陸送協会本部事務局　一同

会員様へのお願い

日本陸送協会のホームページを多くの皆様に閲覧して頂く為に、会員様のホームページからもリンク出来ますように、バナーを貼って頂けますようお願い申しあげます。

日本陸送協会ホームページURL
http://rikusoukyoukai.org/

再生紙使用